

「A－b」「B」等として分類されている事務・権限

事務・権限仕分けの区分

- | |
|--|
| <p>A 地方自治体へ移譲するもの</p> <p>b 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの</p> <p>① 現行の行政区域を前提とするもの</p> <p>② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの</p> <p>B 個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの</p> <p>① 現行の行政区域を前提とするもの</p> <p>② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの</p> |
|--|

総合通信局

【A－b】

- 〈整理番号 2〉 ・無線通信等に関する一般消費者からの相談・問い合わせ等に係る事務 P1
- 〈整理番号 5〉 ・情報通信技術 (ICT) に関する産学官連携のうち、国とは別に地方自治体が実施する地域内での産学官連携推進の取組 P3
- 〈整理番号 7〉 ・情報通信技術 (ICT) に関する研究開発のうち、地域活性化のための研究開発課題に対する支援に係る事務 P5

【A－b－①】

- 〈整理番号 12〉 ・情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）の一部 P7
- 〈整理番号 13〉 ・情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）の一部 P9

【※ その他】

- 〈整理番号 18〉 ・「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再送信を行う場合を除く。）」に係る許認可事務 P11
- 〈整理番号 24〉 ・単一都道府県の域内に完結して事業を行う特定信書便事業者に係る監督事務 P15

地方農政局

【A－b－②】

- 〈整理番号 21〉 ・事業協同組合等の設立認可等 P18

【B－①】

- 〈整理番号 1〉 ・都道府県の区域内の農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会に対する検査及び指導監督 P20
- 〈整理番号 17〉 ・卸売業者等への監督・検査 P23

〈整理番号 37〉 ・ 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 P26

【B-②】

〈整理番号 20〉 ・ 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 P28

〈整理番号 32〉 ・ 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 P31

【B-①、②】

〈整理番号 34〉 ・ 国営土地改良施設のうち「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」の維持・管理・更新に係る事務 P33

経済産業局

【A-b-②】

〈整理番号 2-2〉 ・ 特定業種石油等消費統計調査 P37

〈整理番号 10-9〉 ・ 物流・流通業務効率化等に関する事務 P39

〈整理番号 26〉 ・ 計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査等 P42

【B-②】

〈整理番号 3-1〉 ・ エンジェル税制に係る確認 P44

〈整理番号 3-2〉 ・ 産業クラスターの支援 P47

〈整理番号 10-6〉 ・ 中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に係る認定等に係る事務 P50

〈整理番号 43-2〉 ・ 対日投資に関する事務 P53

地方整備局

【A-b-①】

〈整理番号 22-2・23-2〉 ・ 一の都道府県で完結する公園（口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理 P55・57

北海道開発局

【A-b-①】

〈整理番号 14-2・15-2〉 ・ 一の都道府県で完結する公園（口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理 P59・61

【B-①、②】

〈整理番号 49・50・53〉 ・ 国営土地改良施設のうち「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」の維持・管理・更新に係る事務 P63

地方運輸局

【A-b-①】

〈整理番号 2〉 ・ 地域公共交通の活性化のための指導、助言等の関与 P67

〈整理番号 3-1〉	・専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取り組み、観光圏整備実施計画の認定権限	P70
〈整理番号 10〉	・自家用有償旅客運送に係る登録業務、一の都道府県内の自動車道事業の権限	P74
〈整理番号 〉	・中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等に関する許認可等	P79

沖縄総合事務局

【A-b-①】

〈整理番号 18〉	・地域公共交通の活性化のための指導、助言等の関与	P82
	・専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取り組み、観光圏整備実施計画の認定権限	
	・自家用有償旅客運送に係る登録業務、一の都道府県内の自動車道事業の権限	
	・中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等に関する許認可等	

【A-b-②】

〈整理番号 10〉	・事業協同組合等の設立認可等	P85
〈整理番号 13〉	・特定業種石油等消費統計調査	P88
	・物流・流通業務効率化等に関する事務	
	・計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査等	

【B-①】

〈整理番号 10〉	・都道府県の区域内の農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会に対する検査及び指導監督	P91
	・卸売業者等への監督・検査	
	・都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導	

【B-②】

〈整理番号 10〉	・食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等	P94
	・農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等	
〈整理番号 13〉	・エンジェル税制に係る確認	P97
	・産業クラスターの支援	
	・中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に係る認定等に係る事務	
	・対日投資に関する事務	

【B-①、②】

〈整理番号 10〉	・国営土地改良施設のうち「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」の維持・管理・更新に係る事務	P100
-----------	--	------

※「整理番号」は関係府省が昨年行った「自己仕分け」の結果に付された整理番号と一致する。

事務・権限概要シート

出先機関名：総合通信局	整理番号（ 2 ）
-------------	-----------

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等
----------------	---------------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>無線通信等に関する一般消費者からの相談・問い合わせ等に係る事務（具体的な内容）</p> <p>無線通信等に関する一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等への対応を行う。具体的には、無線通信等に関する一般的な相談、公表資料・統計データ等の問い合わせの受付及び処理、無線局免許等の申請様式・添付書類等に関する問い合わせへの受付のほか、放送受信障害や電波の混信などに関する申告や苦情への対応など、電波に関するものを中心に情報通信全般の問い合わせに対応するものである。なお、本事務の実施に当たっては、一般消費者の利益保護の観点からも迅速、効率的かつ的確に対処する必要があり、技術基準や電波特性に関することなど高度な専門性が求められる内容に対しては、免許制度や電波監理の専門機関と連携して対応することが求められる。また、一般消費者からは情報通信分野に対する意見等も数多く寄せられており、これらについても対応が必要となる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	1局あたり平均4.5百万円程度
関係職員数	1局あたり平均0.5人程度
事務量（アウトプット）	行政相談受付件数 平成20年度 約4万1千件 平成21年度 約3万7千件 （関係課直接対応を含む）
今後の進め方等	本事務・権限に関し、制度面での新たな対応は想定していない。一方、一般消費者からの問い合わせへの対応は、無線通信等に関する分野に限らず行政分野全般に求められるものであり、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在すれば、消費者にとってより利便性も高まると考えられる。このため、このような省庁横断的な問い合わせ窓口を行政区域単位に設けるという自治体側の発意があるのであれば、必要な体制整備や人材の育成・確保について地方自治体側の取組に委ねることとする。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>(1) 目的 一般消費者の利益の保護。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則第 273 条 ② 具体的事務の根拠法令 —</p> <p>(3) 出先機関が実施している具体的な業務内容 ① 無線通信等に関する広報啓発に係る事務 ③ 無線通信等に関する行政相談及び指導等に係る事務</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数。</p>
<p>関係職員数</p>	<p>総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数</p>
<p>事務量(アウト プット)</p>	<p>行政相談受付件数 平成20年度 約4万1千件 平成21年度 約3万7千件 (関係課直接対応を含む)</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日)「地方移管」</p>
<p>その他各方面の 意見</p>	
<p>既往の政府方針 等</p>	<p>地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-b</div></p>	<p>総合通信局では、一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等に対し、関係課へ直接入るもの以外に、全般相談として総合通信相談所という窓口において対応(総務部門の職員が他の業務と併行して実施)を行っている。相談・問い合わせ内容の多くは受信障害や無線局免許等の申請に係るものなど、電波に関するものが多く、特に高度な専門性が求められる内容に対して、迅速、効率的かつ的確に対処するためには、電波の専門部門において対応することが一般消費者の利益に合致すると考えられる。</p> <p>一方、消費者にとっては、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在することの利便性もある。このため、このような行政区域単位の横断的窓口が消費者のために設けられる場合に、問い合わせ窓口に係る事務を個々の地方自治体の発意に応じ、選択的に移譲することは可能。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

	出先機関名：総合通信局	整理番号（ 5 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>情報通信技術（ICT）に関する産学官連携のうち、国とは別に地方自治体を実施する地域内での産学官連携推進の取組</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>地域における情報通信技術の振興強化を図るため、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術分野における研究開発や活用方策等の検討を行い、その成果を広く展開することを目的として以下の取組を実施する。</p> <p>① 調査の実施 地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等についての現状調査 等</p> <p>② 検討会の開催 ・地域におけるニーズとシーズのマッチング ・地域内研究開発連携の在り方 ・実証実験プロジェクトの実施体制 等を検討</p> <p>③ 成果の周知 最先端の情報通信技術の活用方策等についてセミナーなどで周知</p> <p>なお、民間に対する助成は現在行っていないことから、助成に係る具体的事務は現在実施していない。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	1局あたり平均1.8百万円程度
関係職員数	1局あたり平均0.2人程度
事務量（アウトプット）	— （地方自治体を実施する地域内での産学官連携の取組内容に応じて、具体的な事務が発生。）
今後の進め方等	地方自治体側からの移譲の発意が示された場合に今後の進め方について具体的に調整を行う予定。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>（1） 目的 地域における情報通信技術の振興強化を図るため、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術分野における研究開発や活用方策等の検討を行い、その成果を広く展開することを目的として実施する。</p> <p>（2） 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項</p>
----------	--

	<p>総務省組織規則第274条</p> <p>② 具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第283条の2第1号 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策のうち情報の電磁的流通を促進するための国、独立行政法人、地方公共団体、大学、民間等の連携に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容</p> <p>① 調査の実施 地域における最先端の情報通信技術に対する固有ニーズ、技術開発のシーズ等についての現状調査 等</p> <p>② 検討会の開催 ・地域におけるニーズとシーズのマッチング ・地域内研究開発連携の在り方 ・実証実験プロジェクトの実施体制 等を検討</p> <p>③ 成果の周知 最先端の情報通信技術の活用方策等についてセミナーなどで周知 なお、民間に対する助成は現在行っていないことから、助成に係る具体的事務は現在実施していない。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数
事務量(アウト プット)	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A—b</div>	<p>地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。</p> <p>地方総合通信局では、これまでも地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。</p> <p>しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、移譲することが可能と考えられる。</p> <p>なお、情報通信技術の産学官連携に関し、民間に対する助成事務は現在実施していない。</p>
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：総合通信局	整理番号（ 7 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	情報通信技術（ICT）に関する研究開発（国の委託研究）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>情報通信技術（ICT）に関する研究開発のうち、地域活性化のための研究開発課題に対する支援に係る事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>総務省における研究開発課題採択の決定に基づき、戦略的情報通信研究開発推進制度（地域 ICT 振興型研究開発プログラム）の研究開発課題採択に係る以下の庶務的事務を実施。</p> <p>ア 地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務</p> <p>イ 地域の企業・大学等との契約書類（研究計画を含む）・相談事務</p> <p>ウ 委託契約に係る経理検査事務（会計検査院対応を含む）</p> <p>エ 公募説明会・成果発表会の開催に係る事務 等</p>
予算の状況 （単位：百万円）	1局あたり平均7.3百万円程度
関係職員数	1局あたり平均0.9人程度
事務量（アウトプット）	<p>各事務の直近の事務量は全国合計で以下のとおり。</p> <p>ア 提案書類の件数：年間約640件程度</p> <p>イ 委託契約の件数：年間約310件程度</p> <p>ウ 委託契約に係る実地検査の件数：年間約90件程度</p> <p>エ 公募説明会の開催件数：年間約50件程度</p>
今後の進め方等	地方自治体側からの移譲の発意が示された場合に今後の進め方について具体的に調整を行う予定。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>（1）目的</p> <p>最先端の情報通信技術分野における基礎的でハイリスクな技術の研究開発を国が推進することで、イノベーションの源泉となるICT分野の基盤となる技術を確立し、我が国が抱える社会的課題の解決や我が国の国際競争力の強化に資することを目的として実施する。</p> <p>（2）根拠法令</p> <p>① 所掌事務規定</p>
----------	---

	<p>総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条 ② 具体的事務の根拠法令 総務省組織規則第283条の2第2号 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 総合通信局においては、本省での研究開発課題採択の決定に基づき、以下の庶務的事務を実施。 ア 地域の企業・大学等からの提案受付・相談事務 イ 地域の企業・大学等との契約書類（研究計画を含む）・相談事務 ウ 委託契約に係る経理検査事務（会計検査院対応を含む） エ 公募説明会・成果発表会の開催に係る事務 等</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち一般財源（8,978百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数
事務量（アウト プット）	各事務の直近の事務量は全国合計で以下のとおり。 ア 提案書類の件数：年間約640件程度 イ 委託契約の件数：年間約310件程度 ウ 委託契約に係る実地検査の件数：年間約90件程度 エ 公募説明会の開催件数：年間約50件程度
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（平成22年7月15日） 「地方移管」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告（平成20年12月8日） 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - b</div>	<p>本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される独創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地場産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。</p> <p>委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、地方総合通信局においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的事務のみを実施している。</p> <p>なお、契約等に当たっての庶務的業務においては、委託契約に当たっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。</p> <p>こうした専門的知識を有する職員を配置されることを前提に、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 12 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）
----------------	-------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）の一部。</p> <p>（具体的な内容） 地方におけるICTの広報啓発は地方自治体が自ら実施することとする。 ただし、国の構想や政策についての周知・広報は、国が行うべき事務であり引き続き国が実施する。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	1局あたり平均0.8百万円程度
関係職員数	1局あたり平均0.1人程度
事務量（アウトプット）	<p>セミナー、シンポジウム等の開催件数（民間団体への訪問件数を含む。） 平成21年度：171件 平成20年度：213件 ※ 以上のうち、移譲対象事務に該当するものか否かを区分することは困難。</p>
今後の進め方等	<p>地方において移譲対象事務の実行が可能な体制が整い、地方の発意があれば、当該移譲対象事務を地方において自主的に実施することが可能。 なお、移譲に伴う制度の変更は、想定していない。</p>
備考	

【参考：平成22年位行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>（1）目的 地域が必要としているICTに関する情報を提供、あるいは相談に応じることにより地域におけるICTの導入・利活用の促進を図り、地域経済社会の活性化を図る。</p> <p>（2）根拠法令 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第274条</p> <p>（3）関係する計画・通知等 ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 情報通信技術の利活用による国民生活の利便性の向上等が唱われている。 ・原口ビジョンⅡ（ICT維新ビジョン2.0）（平成22年5月6日 総務省） 地域におけるICT利活用の促進（2013年までに、「地域のICT利活用率」を倍増）が盛り込まれている。</p> <p>（4）出先機関が実施している具体的な業務 ① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス、放送コンテンツ制作の取引適正化に関する周知</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11局）の経費のうち一般財源（8,978百万円）の内数

関係職員数	総合通信局等（11局）の定員（1,387人）の内数
事務量（アウトプット）	セミナー、シンポジウム等の開催件数（民間団体への訪問件数を含む。） 平成21年度：171件 平成20年度：213件 ・「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の地域説明会の開催件数 平成21年度：11件（各総合通信局で開催）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">一部 A-b-①</div>	<p>民間向けの情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発については自治体を実施し、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関する広報啓発は国自らが実施する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>①一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策、国が既に公表した優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的ICTを中心として、その導入が十分に進んでいない民間団体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報（支援策、優良事例等）の更なる周知・啓発（セミナー・シンポジウム等）の実施については、積極的に・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>②国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス、放送コンテンツ製作の取引適正化に関する周知 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、国のICT戦略、電波・放送、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。 例えば、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」については、放送事業者を所管する総務省として、下請法等の法令に照らした取引適正化を図り、より透明で公正な製作取引の実現に向けてガイドラインを作成しているところであり、また、各地の放送事業者や番組製作事業者に対する調査等の協力や依頼を行うことがあるため、専門的な知識を有した総務省が行う必要がある。よって、本業務を自治体に移管することは困難であり、国で周知を行うことが適切。 仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うことが適切。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：総合通信局

整理番号（ 13 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）
----------------	----------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）の一部</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>地方におけるICTの広報啓発は地方自治体が自ら実施することとする。ただし、国の構想や政策についての周知・広報は、国が行うべき事務であり引き続き国が実施する。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	1局あたり平均0.3百万円程度
関係職員数	1局あたり平均0.04人程度
事務量（アウトプット）	<p>セミナー、シンポジウム等の開催件数（地方自治体への訪問件数を含む。）</p> <p>平成21年度：325件</p> <p>平成20年度：185件</p> <p>※ 以上のうち、移譲対象事務に該当するものか否かを区分することは困難。</p>
今後の進め方等	<p>地方において移譲対象事務の実行が可能な体制が整い、地方の発意があれば、当該移譲対象事務を地方において自主的に実施することが可能。</p> <p>なお、移譲に伴う制度の変更は、想定していない。</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>(1) 目的</p> <p>地域が必要としているICTに関する情報を提供、あるいは相談に応じるにより地域におけるICTの導入・利活用の促進を図り、地域経済社会の活性化を図る。</p> <p>(2) 根拠法令</p> <p>総務省設置法第28条第1項</p> <p>総務省組織規則第274条</p> <p>(3) 関係する計画・通知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 情報通信技術の利活用による国民生活の利便性の向上等が唱われている。 ・原口ビジョンⅡ（ICT維新ビジョン2.0）（平成22年5月6日 総務省） <p>地域におけるICT利活用の促進（2013年までに、「地域のICT利活用率」を倍増）が盛り込まれている。</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 ② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数
事務量(アウト プット)	セミナー、シンポジウム等の開催件数(地方自治体への訪問件数を含む。) 平成21年度:325件 平成20年度:185件
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「廃止・民営」
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">一部 A-b-①</div>	<p>自治体向けの情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが自治体に周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。</p> <p>① 一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的ICTを中心として、その導入が十分に進んでいない地方自治体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報(支援策、優良事例等)の更なる周知・啓発(セミナー・シンポジウム等)の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。</p> <p>② 国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。 仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うことが適切。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 総合通信局

整理番号（ 18 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	ケーブルテレビ等の許認可等
----------------	---------------

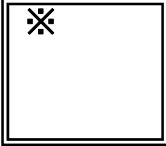
【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再送信を行う場合を除く。）」に係る許認可事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務の届出（有線テレビジョン放送法第12条）： 有線テレビジョン放送事業者になろうとする者の届出及び変更届出の受理。 ② 役務の料金に関する契約約款の届出（有線テレビジョン放送法第15条）： 有線テレビジョン放送の役務の料金に関する約款の届出及び変更届出の受理。 ③ 承継の届出（有線テレビジョン放送法第17条の2第2項）： 有線テレビジョン放送事業者の地位を承継した者の届出受理。 ④ 業務廃止届出（有線テレビジョン放送法第18条）： 有線テレビジョン放送事業者の業務廃止の届出受理。 ⑤ 小規模共聴施設に係る相談事務。 また、次の事務については、国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たすことが必要であると考えられるため、移譲のあり方について検討が必要。 ⑥ 料金変更命令（有線テレビジョン放送法第24条第3項）： 料金が受信者の利益を阻害している場合、料金変更の命令。 ⑦ 業務停止命令（有線テレビジョン放送法第25条第2項）： 届出事項の変更の届出違反、道路法違反、同意のない再送信、役務の提供義務違反、料金変更命令違反等の場合、業務停止の命令。 ⑧ 報告徴収（有線テレビジョン放送法第27条第1項）： 道路法の許可、再送信の同意、料金、役務の提供義務等に関する報告の徴収。 <p>※ 移譲するとした事務・権限について以上のとおり検討したが、「小規模共聴施設（～500端子。区域外再送信を行う場合を除く。）」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届け出られた業務について、届出内容の変更が適時適切になされるよう管理するとともに、無届けのまま不適切な事業が行われないよう、きめ細かな周知・指導を行っていくなど、常に能動的対応が必要であること。 ・新たな建築物の構築等に伴う新たに難視について、届出事務の前段として小規模共聴施設を構築するか、高性能アンテナで対応するか、既存ケーブルテレビ事業者にサービス提供を求めるかといった総合的な相談が寄せられことが多いため、職員がノウハウを習得し、きめ細かく対応する必要があること。 <p>等も含め、受信者保護に十分留意されたい。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	1局あたり平均3.6百万円程度
関係職員数	1局あたり平均0.4人程度

事務量（アウトプット）	<p>業務の届出：2, 430件程度（平成21年度推計値）</p> <p>契約約款届出：680件程度（平成21年度推計値）</p> <p>承継届出：10件程度（平成21年度推計値）</p> <p>業務廃止届出：330件程度（平成21年度推計値）</p> <p>料金変更命令：0件（平成21年度）</p> <p>業務停止命令：0件（平成21年度）</p> <p>報告徴収：0件（平成21年度）</p>
今後の進め方等	<p>「小規模共聴施設（～500端子。区域外再送信を行う場合を除く。）」に係る許認可事務は、平成22年12月3日に公布された改正放送法の施行後、有線テレビジョン放送法が廃止され、改正放送法に基づく事務となることから、事務を移譲する場合、改正放送法の再改正が必要。</p> <p>なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考えます。</p> <p>また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地域主権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考えます。</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>(1) 目的 有線テレビジョン放送法及び電気通信役務利用放送法に基づき、有線テレビジョン放送等の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送等の健全な発達を図ること。</p> <p>(2) 根拠法令 ①所掌事務規定 総務省設置法第28条第1項 総務省組織規則第275条 ②具体的事務の根拠法令 有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法等</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務 ①有線テレビジョン放送法に基づく有線テレビジョン放送施設の設置許可等の事務（技術基準の審査を含む。） ②電気通信役務利用放送法に基づく有線役務利用放送事業者の登録等の事務（技術基準の審査を含む。） ③有線テレビジョン放送法に基づく「区域外再送信」の紛争処理に関する事務。</p>																					
予算の状況 (単位:百万円)	総合通信局等(11局)の経費のうち一般財源(8,978百万円)の内数																					
関係職員数	総合通信局等(11局)の定員(1,387人)の内数																					
事務量（アウトプット）	<table> <tr> <td>有線テレビジョン放送施設許可件数</td> <td>21件</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>有線テレビジョン放送施設変更許可件数</td> <td>1043件</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>有線役務利用放送事業登録件数</td> <td>1件</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>有線役務利用放送事業変更登録件数</td> <td>37件</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>区域外再送信</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 再送信件数</td> <td>531件</td> <td>(平成22年1月末現在)</td> </tr> <tr> <td> 今後同意を求める再送信</td> <td>361件</td> <td>(平成22年1月末現在)</td> </tr> </table>	有線テレビジョン放送施設許可件数	21件	(平成20年度)	有線テレビジョン放送施設変更許可件数	1043件	(平成20年度)	有線役務利用放送事業登録件数	1件	(平成20年度)	有線役務利用放送事業変更登録件数	37件	(平成20年度)	区域外再送信			再送信件数	531件	(平成22年1月末現在)	今後同意を求める再送信	361件	(平成22年1月末現在)
有線テレビジョン放送施設許可件数	21件	(平成20年度)																				
有線テレビジョン放送施設変更許可件数	1043件	(平成20年度)																				
有線役務利用放送事業登録件数	1件	(平成20年度)																				
有線役務利用放送事業変更登録件数	37件	(平成20年度)																				
区域外再送信																						
再送信件数	531件	(平成22年1月末現在)																				
今後同意を求める再送信	361件	(平成22年1月末現在)																				

地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>1 自己仕分けにおいては、「国による一様の規律を要する事務だが、地方自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応するもの」として整理し、再仕分けにおいては、次のとおり再検討を実施した。</p> <p>2 地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。</p> <p>3 具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設(～500端子。区域外再送信を行う場合を除く。)」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考える。なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考え</p> <p>る。</p> <p>なお、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・改善命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地域主権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考え</p>
備考	

※本事務については、地方自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応しているものである。事務の一部については、国による統一的判断基準を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるものとして整理している。

小規模共聴施設(～500端子。区域外再送信を行う場合を除く)に係る事務

業務届出	<p>○届出書の記載事項について、次の事項の形式審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、正当な権限を有する者から提出されたものか ・法人の場合、設立について必要な許認可を得ているか ・代理人による届出の場合、代理は正当な手続によるものか ・所定の様式に従っているか ・記載事項の漏れがないか ・添付書類が必要な場合、有効な書類が提出されているか ・届出書記載事項と添付書類の間に齟齬がないか <p>○形式審査の結果、不備がある場合、事業者へ補正の指導</p> <p>○届出書の写しを事業者へ返付</p> <p>○届出書の原簿の整備、管理</p> <p>○本省へ原簿の写しを四半期ごとに報告</p>
契約約款届出	
承継届出	
業務廃止届出	
各種相談業務	<p>○届出書の記載要領の相談</p> <p>○受信者からの苦情対応</p>

事務・権限概要シート

		出先機関名： 総合通信局	整理番号（ 24 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	信書便事業の監督		

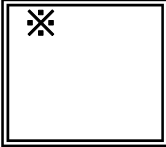
【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>単一の都道府県の域内に完結して事業を行う特定信書便事業者に係る監督事務（具体的な内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定信書便事業の許認可に係る事務 <ol style="list-style-type: none"> ① 特定信書便事業の許可 ② 信書便約款の認可 ③ 信書便管理規程の認可 ④ 信書便業務委託・信書便事業者間協定の認可 ⑤ 特定信書便事業の休止及び廃止の届出の受理 2 特定信書便事業に係る検査・報告徴求 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業報告の徴収 ② 立入検査の実施 3 特定信書便事業の監督 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業計画の遵守命令、事業改善命令 ② 事業停止命令・許可取消処分 4 事故発生時の応急対応 <p>なお、単一の都道府県の域内に完結して事業を行う特定信書便事業者に係る監督事務を実施するにあたっては、次の条件が満たされることが前提である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 郵便・信書便法令は国が定める。 ② 「信書の秘密」を保障するための全国統一的な基準を国が策定し、これに基づき都道府県知事が監督業務を行うこととし、これを実現する制度的枠組みを整備する。 <p>また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・改善命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地域主権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考えます。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	1局あたり平均4.3百万円程度
関係職員数	1局あたり平均0.5人程度

事務量（アウト プット）	1 都道府県のみをエリアとする対象事業者数に係る事務量は、概ね次のとおり。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>平成 21 年度</td> <td>平成 20 年度</td> </tr> <tr> <td>協定・委託認可</td> <td>4 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>検査等</td> <td>31 件</td> <td>23 件</td> </tr> </table>		平成 21 年度	平成 20 年度	協定・委託認可	4 件	3 件	検査等	31 件	23 件
	平成 21 年度	平成 20 年度								
協定・委託認可	4 件	3 件								
検査等	31 件	23 件								
今後の進め方等	「信書の秘密」を保障するための全国統一的な基準を国が策定し、これに基づき都道府県知事が特定信書便事業の監督業務を行う場合の制度的枠組みの検討のほか、事故発生時の迅速な対応を確保するために、国に一定の権限を留保すること等については法令上の検討がさらに必要である。									
備考										

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>(1) 目的 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）に基づき、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ること。</p> <p>(2) 根拠法令 ① 所掌事務規定 総務省設置法第 28 条第 1 項 総務省組織規則（平成 13 年総務省令第 1 号）第 298 条の 3 ② 具体的事務の根拠法令 民間事業者による信書の送達に関する法律</p> <p>(3) 関係する計画・通知等 —</p> <p>(4) 出先機関が実施している具体的な業務内容 特定信書便事業に関する許認可（例：事業許可・信書便約款認可）等及び特定信書便事業者に対する検査等。 （二以上の総合通信局等の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を提供するものを除く。）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	総合通信局等（11 局）の経費のうち一般財源（8,978 百万円）の内数
関係職員数	総合通信局等（11 局）の定員（1,387 人）の内数
事務量（アウト プット）	<p>（平成 21 年度の主な実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可 37 件 （総通局長許可 30 件／大臣許可 7 件） ・ 信書便約款認可 37 件 （総通局長認可 30 件／大臣認可 7 件） ・ 信書便管理規程認可 37 件 （総通局長認可 30 件／大臣認可 7 件） ・ 協定・委託認可 37 件 （総通局長認可 4 件／大臣認可 33 件） ・ 検査等 57 件 （総通局長権限 49 件／大臣権限 8 件） <p>（平成 20 年度の主な実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可 36 件 （総通局長許可 33 件／大臣許可 3 件）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信書便約款認可 36件 (総通局長認可 33件/大臣認可 3件) ・ 信書便管理規程認可 36件 (総通局長認可 33件/大臣認可 3件) ・ 協定・委託認可 13件 (総通局長認可 4件/大臣認可 9件) ・ 検査等 52件 (総通局長権限 37件/大臣権限 15件)
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(平成22年7月15日) 「地方移管」
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 第二次勧告(平成20年12月8日) 『総合通信局 組織定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。』
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>信書便事業に係る事務は、次の理由から国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不分明なところを今後確認・精査して対応したい。</p> <p>(1) 信書便事業は、一の都道府県区域を越えて事業を展開する者による引受物数が多く、全国的・広域的な情報流通ネットワーク(引受・区分・輸送・配達)を形成している。</p> <p>(2) 他事業者との協定等を通じていつでも柔軟に全国的・広域的な繋がりを有することが可能であることから、個別の都道府県が他県における事業状況をチェック(検査・監督)することは容易ではなく、遅配・誤配等の重大事故につながるおそれがあることから、全国的・広域的な監督体制が必要である。</p> <p>(3) 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達の分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便ユニバーサルサービスと一体的に国が行うことが妥当である。</p> <p>(4) 各都道府県に事務権限を分散して移譲した場合、移譲される各県ごとの予想事務量は少なく、各県単位では行政効率が著しく非効率となってしまう。</p> <p>(5) 「信書便事業の監督」のうち、単一の都道府県の域内に完結して事業を行う特定信書便事業者に係る監督事務(許認可、検査・報告徴求、事故発生時の応急対応、再発防止・改善命令等を含む)については、地方自治体に移譲することが可能と考える。</p> <p>ただし、地方移譲にあたっては次の条件が満たされることが前提である。</p> <p>② 郵便・信書便法令は国が定める。</p> <p>② 「信書の秘密」を保障するための全国統一的な基準を国が策定し、これに基づき都道府県知事が監督業務を行うこととし、これを実現する制度的枠組みを整備する。</p> <p>なお、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・改善命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地域主権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考えられる。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 21 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	事業協同組合等の設立認可等
----------------	---------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>事業協同組合等の設立認可等</p> <p>※ 複数の都道府県の事業者を組合員とする組合について、広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「中団法」という。）に基づく組合の設立認可及び定款変更の認可等の以下の業務について、広域的実施体制の進行に応じて、複数の都道府県の事業者を組合員とする組合（当該広域的実施体制の区域を越えるものを除く。）について、移譲を検討する。</p> <p>設立認可：中協法第 27 条の 2 第 1 項、中団法第 42 条第 1 項</p> <p>定款変更の認可：中協法第 51 条第 2 項、中団法第 47 条第 2 項の規定において読み替えて準用する中協法第 51 条第 2 項</p> <p>報告の徴収：中協法第 105 条の 3、中団法第 92 条</p> <p>検査：中協法第 105 条の 4、中団法第 93 条</p> <p>業務改善命令：中協法第 106 条第 1 項、中団法第 67 条</p> <p style="text-align: right;">等</p>																								
予算の状況 （単位：百万円）	—																								
関係職員数	7 人の内数																								
事務量（アウトプット）	<p>全国 7 地方農政局における事務量の合計は以下のとおり。</p> <p>組合からの申請書類の内容にもよるが、事前調整も含めると、事務処理担当者は、おおよそ、設立認可で 1 件当たり半年程度、定款変更で 1 ヶ月程度を要している。</p> <p>また、認可後の組合については、決算報告書の届出の受理等の事務がある。</p> <table border="0"> <tr> <td>事業協同組合等数</td> <td>： 19 年度 1,107</td> <td>20 年度 1,199</td> <td>21 年度 1,278</td> </tr> <tr> <td>設立認可件数</td> <td>： 19 年度 48</td> <td>20 年度 27</td> <td>21 年度 15</td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>： 19 年度 456</td> <td>20 年度 570</td> <td>21 年度 547</td> </tr> <tr> <td>報告の徴収件数</td> <td>： 19 年度 1</td> <td>20 年度 1</td> <td>21 年度 1</td> </tr> <tr> <td>検査件数</td> <td>： 19 年度 1</td> <td>20 年度 2</td> <td>21 年度 3</td> </tr> <tr> <td>業務改善命令件数</td> <td>： 19 年度 0</td> <td>20 年度 2</td> <td>21 年度 0</td> </tr> </table> <p>※ 1 つの広域連合に移譲する場合の業務量は、上記の件数の内数となる。</p>	事業協同組合等数	： 19 年度 1,107	20 年度 1,199	21 年度 1,278	設立認可件数	： 19 年度 48	20 年度 27	21 年度 15	定款変更認可件数	： 19 年度 456	20 年度 570	21 年度 547	報告の徴収件数	： 19 年度 1	20 年度 1	21 年度 1	検査件数	： 19 年度 1	20 年度 2	21 年度 3	業務改善命令件数	： 19 年度 0	20 年度 2	21 年度 0
事業協同組合等数	： 19 年度 1,107	20 年度 1,199	21 年度 1,278																						
設立認可件数	： 19 年度 48	20 年度 27	21 年度 15																						
定款変更認可件数	： 19 年度 456	20 年度 570	21 年度 547																						
報告の徴収件数	： 19 年度 1	20 年度 1	21 年度 1																						
検査件数	： 19 年度 1	20 年度 2	21 年度 3																						
業務改善命令件数	： 19 年度 0	20 年度 2	21 年度 0																						
今後の進め方等	<p>許認可等に係る当該事務を、広域的実施体制に移譲するに当たっては、事務の実施主体の事務局や管内区域が容易に変更されない体制であることが望ましく、やむを得ず変更されることとなった場合には、円滑に移管される体制が整備されている必要がある。</p> <p>以上の体制が整備できた場合において、主務大臣から地方支分部局の長への権限委任について規定されている個別法令の改正手続が進められると考えられる。</p> <p>なお、個別法令の改正に当たっては、関係省庁も同様の対応が必要となる。</p>																								

備考	
----	--

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>〔業務内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「中団法」という。）に係る組合の設立認可及び定款変更の認可等 設立認可：中協法第 27 条の 2 第 1 項、中団法第 42 条第 1 項 定款変更の認可：中協法第 51 条第 2 項、中団法第 47 条第 2 項の規定において読み替えて準用する中協法第 51 条第 2 項 報告の徴収：中協法第 105 条の 3、中団法第 92 条 検査：中協法第 105 条の 4、中団法第 93 条 業務改善命令：中協法第 106 条第 1 項、中団法第 67 条 等 ・ 複数の都道府県を区域（全国を除く）としている農林水産関係の中協法及び中団法に基づく組合等を所管 																																										
予算の状況 （単位：百万円）	—																																										
関係職員数	7 人の内数																																										
事務量（アウト プット）	<table border="0"> <tr> <td>事業協同組合等数</td> <td>： 19 年度</td> <td>1,107</td> <td>20 年度</td> <td>1,199</td> <td>21 年度</td> <td>1,278</td> </tr> <tr> <td>設立認可件数</td> <td>： 19 年度</td> <td>48</td> <td>20 年度</td> <td>27</td> <td>21 年度</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>： 19 年度</td> <td>456</td> <td>20 年度</td> <td>570</td> <td>21 年度</td> <td>547</td> </tr> <tr> <td>報告の徴収件数</td> <td>： 19 年度</td> <td>1</td> <td>20 年度</td> <td>1</td> <td>21 年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>検査件数</td> <td>： 19 年度</td> <td>1</td> <td>20 年度</td> <td>2</td> <td>21 年度</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>業務改善命令件数</td> <td>： 19 年度</td> <td>0</td> <td>20 年度</td> <td>2</td> <td>21 年度</td> <td>0</td> </tr> </table>	事業協同組合等数	： 19 年度	1,107	20 年度	1,199	21 年度	1,278	設立認可件数	： 19 年度	48	20 年度	27	21 年度	15	定款変更認可件数	： 19 年度	456	20 年度	570	21 年度	547	報告の徴収件数	： 19 年度	1	20 年度	1	21 年度	1	検査件数	： 19 年度	1	20 年度	2	21 年度	3	業務改善命令件数	： 19 年度	0	20 年度	2	21 年度	0
事業協同組合等数	： 19 年度	1,107	20 年度	1,199	21 年度	1,278																																					
設立認可件数	： 19 年度	48	20 年度	27	21 年度	15																																					
定款変更認可件数	： 19 年度	456	20 年度	570	21 年度	547																																					
報告の徴収件数	： 19 年度	1	20 年度	1	21 年度	1																																					
検査件数	： 19 年度	1	20 年度	2	21 年度	3																																					
業務改善命令件数	： 19 年度	0	20 年度	2	21 年度	0																																					
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管																																										
その他各方面の 意見																																											
既往の政府方針 等																																											
自己仕分け 【仕分け結果】	複数の都道府県の事業者を組合員とする組合について、広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。																																										
	A - b - ②																																										
備考																																											

事務・権限概要シート

	出先機関名：地方農政局	整理番号（ 1 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	農業協同組合等の検査・指導監督	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（都道府県の試行的実施の対象となる事務・権限名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の区域内の農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会（以下「都道府県域の連合会等」という。）に対する次に掲げる検査及び指導監督（以下「検査等」という。） <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協法第93条第1項及び第2項に基づく都道府県中央会等及び中央会等の子会社に対する報告徴求権限 ・ 農協法第94条第1項～3項、第5項に基づく都道府県中央会等に対する検査権限
予算の状況 （単位：百万円）	職員旅費、庁費 5,168 百万円の内数
関係職員数	100名の内数
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ① 検査を行った国所管の都道府県域の連合会等の数：68組合 ② 検査に伴う法に基づく報告徴求命令の数：90件 ③ 決算時などにおいて都道府県域の連合会等から行ったヒアリングの数：438件の内数(平成21年度)
今後の進め方等	<p>○ 農林水産省は、本件について、当初C-c（「C国に残すもの」のうち「c引き続き出先機関の事務・権限とするもの」としていたが、追加の自己仕分けを実施し、B—①（B「個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの」のうち「①現行の区域を前提とするもの」）に分類した上で、「都道府県の権限とされつつ、国が並行的な権限を有している事務について、自ら実施する意向のある都道府県の育成等に国が協力し、その状況を踏まえて判断」することとした。これを受け、今後実際に都道府県が当該事務の試行的実施を行う際には、試行的な実施について、自らの発意により選択的に実施する意向のある都道府県を対象に、以下のような協力を行う考えである。</p> <p>○ 今日の農産物・資材等の流通は広域化かつ複雑・迅速化が進み、金融はさらに高度化・専門化が進むなど、グローバルな経済システムの中で都道府県域の連合会等の事業は展開されている。このような事業内容・事業エリアの実態からみれば、金融法規、会計準則等専門的かつ最新の知識や都道府県域の連合会等の運営実態の把握が不可欠であり、検査等を担当する職員の事務的・技術的な知見やスキルの補足・向上を図るため、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 検査等の実践に関する最新の関連法規・準則、課題事例等についての研修会の開催 ② 希望する都道府県の職員の農林水産省（本省及び地方農政局）担当部署におけるOJTの受け入れ ③ 都道府県に対する相談窓口（農林水産省本省）の設置

	<p>○ また、都道府県域の連合会等に対する指導監督について、実務上の改善指導や報告徴求にとどまらず、必要措置命令等を発出する場合を想定し、農林水産省と都道府県が連携して必要な改善措置を行えるよう、両者の役割分担や手続きのルール化について検討することとする。</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>農業協同組合等(以下「組合」という。)は、農業協同組合法(以下「法」という。)に基づき設立される農業者の自主的な協同組織であり、信用、共済、経済事業の各事業を総合的かつ一体的に運営し、組合員の事業及び生活に必要なサービスを提供。</p> <p>国及び都道府県は、組合の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、組合の経営の健全化や法令遵守態勢の確保の観点から、法に基づく定款・事業規程変更の認可、指導、処分及びこれらの前提となる組合の検査を一貫して実施。</p> <p>国としては、都道府県区域を単位とする連合会等の検査・指導監督については、近年の経済・金融情勢の下でのこれらの団体の事業エリアや事業内容から見て、我が国の食料の安定供給の確保や信用秩序の維持のため、全国的な観点から広域的な態勢で統一的かつ直接に実施することが必要と認識。</p> <p>このため、都道府県単位の連合会等の検査・指導監督については、全国各地に拠点を設ける連合会に対し迅速かつ綿密な監督を行う観点から、地方農政局を通じて、これら都道府県の区域を単位とする連合会等の検査・指導等を実施しているところ。</p> <p>なお、都道府県区域を単位とする連合会等に対する随時の検査、報告徴求、必要措置命令等の検査・処分の権限は、既に県域の個別の事象に対する検査・指導を行うため、主務大臣から都道府県知事に委任されており、既に都道府県が実施することが可能となっているが、これまで都道府県がこの権限を行使した事例は承知していない。なお、制度上、主務大臣がこれらの検査・監督を行うことも妨げていない。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	職員旅費、庁費 5,168 百万円の内数
関係職員数	100名
事務量(アウト プット)	<p>① 検査を行った国所管の連合会等の数：68組合</p> <p>② 都道府県の要請に基づいて検査を行った農協の数：34組合</p> <p>③ 検査等に伴う法に基づく報告徴求命令の数：90件</p> <p>④ 定款変更、事業規程変更の認可などの許認可の数：150件</p> <p>⑤ 許認可、決算時などにおいて連合会等から行ったヒアリングの数：438件 (平成21年度)</p>
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成22年7月15日)</p> <p>① 都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管。</p> <p>② ただし、金融検査事務は国の金融行政と密接な関連があるため引き続き国で実施。</p>
その他各方面の 意見	国単位で市場が形成される金融市場の監視・制御機能は中央政府の役割である(民主党分権革命ビジョン中間報告(2006年3月29日民主党分権調査会))
既往の政府方針 等	

自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> B-① </div>	これらの事務のうち、都道府県の権限とされつつ、国が並行的な権限を有している事務について、自ら実施する意向のある都道府県における専門家の育成等に国が協力し、その状況を踏まえて判断。
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 17 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの
際の事務・権限
名

中央卸売市場の検査・指導等

【移譲対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで 移譲すると整理 した事務・権限 の具体的な 内容</p>	<p>（移譲する事務・権限名） 地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は、「卸売業者等への監督・検査」とする。</p> <p>（具体的な内容） 卸売市場法第48条第1項の規定に基づく以下の業務について、地方公共団体の発意による試行の対象とする。</p> <p>① 定期的に中央卸売市場の卸売業者に対して立入検査を実施し、その取引内容及び財務状況等について検査を行うこと。 ② ①の検査結果に基づき検査指摘書の交付を行い、改善報告書の徴収を行うこと。 ③ 問題事案（法令違反等）の発生した中央卸売市場の卸売業者又は開設者について検査を行うこと。 ④ ③の検査結果に基づき検査指摘書の交付を行い、改善報告書の徴収を行うこと。 ⑤ ①～④の検査等を行った場合に、卸売市場法施行令（以下「政令」という。）第9条第3項の規定に基づき、農林水産大臣にその結果を報告すること。</p> <p>なお、当該業務の試行は、現行法の規定に基づいて行われるものであり、試行の発意を行うことができる地方公共団体は、自己の区域内に中央卸売市場（以下①～③に掲げるものを除く。）を有している都道府県が対象となる（政令第9条第1項）。</p> <p>（試行から除かれる中央卸売市場）</p> <p>① 都道府県が開設する中央卸売市場 ② 政令指定都市が開設する中央卸売市場 ③ 複数の都道府県にまたがる一部事務組合又は広域連合が開設する中央卸売市場</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>7名の内数</p>
<p>事務量（アウト プット）</p>	<p>検査対象卸売業者数は22県のうち28市場の88卸売業者であり、これらに対する総検査実績は下記のとおり。 平成21年度検査件数：15件 平成20年度検査件数：15件 平成19年度検査件数：21件</p>
<p>今後の進め方 等</p>	<p>試行の対象となる地方公共団体（都道府県）から実施の発意がなされた場合、国は、それぞれの地方公共団体の現行の検査業務の実施体制を踏まえた上で、当該業務を的確に実施できるよう、検査業務に従事する職員に対して、</p> <p>① 全国統一的な判断基準及び水準による検査の実施のための研修会の実施 ② 適時適切な助言 を行うこととする。</p> <p>なお、本試行については、卸売市場法施行令第9条の規定に基づき、現行制度上実施</p>

	することができるものであり、制度改正を行う必要はない。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分け結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場は、生産から消費に至る我が国全体の生鮮食料品等の円滑な流通を図り、もって国民生活の安定に資することを目的として全国に計画的に配置されており、食料安全保障上、極めて大きな役割を担っている。 <p>（中央卸売市場における集荷・分荷の範囲は一つの県域にとどまらないのが一般的である。また、卸売業者に対する財務指導基準は、法人経営全体でみる必要があるが、卸売業者にあつては、県域を超えて事業を広域展開する者も多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> そのような役割を適正に発揮させていくためには、中央卸売市場における卸売業者の業務及び財務の適正かつ健全な運営を全国一定水準で確保する必要があることから、金融機関に対する監督と同様、国が端緒情報の把握から立入検査、当該検査結果に基づく行政処分まで一貫した対応を行っている。 具体的には、卸売市場業務に関する専門的知識を有し、数次の研修、現場の経験を踏まえた地方農政局職員が、中央卸売市場の卸売業者に対する定期的な検査又は不祥事の発生など、何らかの情報に基づく緊急の検査等を実施する体制がとられているところである。 そのような中で、現在、卸売市場法施行令の規定に基づき、都道府県又は政令指定都市が開設者となっている中央卸売市場を除く中央卸売市場に対しては、農林水産大臣のほか、都道府県知事も検査が実施できるよう措置されているが、これまでに都道府県知事の検査実績はなく、そのような中央卸売市場の卸売業者に対しても農林水産大臣が検査を実施しているところ。その理由は、 <ol style="list-style-type: none"> ①都道府県知事が検査を行った結果からみて卸売市場法等の違反の可能性がある場合や、卸売市場法に基づく改善措置を命ずることが求められる場合には、農林水産大臣が検査等を行って確認する必要があること ②平成 11 年の卸売市場法の一部改正により、卸売業者についての財務指導基準が設けられているが、これは、卸売業者たる法人を全人格的にみるものであるため、当該法人が県域を超えて広域展開している場合（他県にある中央卸売市場においても卸売業者の許可を得ている場合や、他県において兼業業務を行っている場合）等、行政管轄区域が県内に限られている都道府県知事よりも、農林水産大臣が検査等を行った方が適切かつ効率的である場合が存在すること等によるものである。 <p>○ 卸売業者等への監督・検査</p> <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場法第 48 条第 1 項(検査) <p><具体的な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に管内中央卸売市場の卸売業者の取引内容及び財務状況等についての検査及びその検査結果に基づく検査指摘書の交付、改善報告書の徴収 問題事案（法令違反等）が発生した卸売業者及び中央卸売市場の開設者に対する検査及びその検査結果に基づく検査指摘書の交付、改善報告書の徴収 <p>（卸売市場法施行令第 9 条の規定において、法第 48 条第 1 項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務（都道府県及び政令指定都市が開設者である場合は除く。）は、農林水産大臣のほか、都道府県知事も行えることとされているが、これまでのところ、都道府県が中央卸売市場の卸売業者に対し、検査を行った実績はない。</p>
-----------------	--

	<p>○ 財務関係書類等の受理 <根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）第20条第1項（純資産額の報告）、第20条第2項（残高試算表の提出）第28条（事業報告書の提出） <p><具体的な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売業者の純資産額報告の受理、意見を付して本省へ送付 卸売業者の残高試算表の受理、意見を付して本省へ送付 卸売業者の事業報告書の受理、本省への送付
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	7人
事務量（アウト プット）	<p>○ 検査 平成21年度検査件数：52件（うち農政局検査件数35件） 平成20年度検査件数：41件（うち農政局検査件数31件） 平成19年度検査件数：39件（うち農政局検査件数33件）</p> <p>○ 純資産額報告 平成21年度報告件数：450件（うち農政局報告件数428件）</p> <p>○ 残高試算表 平成21年度報告件数：90件（うち農政局報告件数80件）</p> <p>○ 事業報告書 平成21年度報告件数：225件（うち農政局報告件数214件）</p> <p>○ 検査を端緒として業務改善命令を発出した実績 平成12年度から19年度まで2件</p> <p>○ 国が発出した財務改善命令 平成12年度から21年度まで82件（うち農政局が精査したもの76件）</p> <p>○ 検査指摘書の交付及び改善報告書の徴収 平成19年度から21年度まで各132件（うち農政局検査分99件）</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日） 地方に移管
その他各方面 の意見	特になし
既往の政府方 針等	<p>○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）－抜粋－ 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 （3）食品産業の持続的な発展と新たな展開 ① フードチェーンにおける連携した取組の推進 卸売市場については、「コールドチェーンシステム」の確立等生産・消費ニ ーズへの的確な対応や公正かつ効率的な取引の推進等により、その機能強化を 図る。併せて、卸売市場の機能強化を支えるため、経営的視点を持った市場運 営の確保、市場の再編や卸・仲卸業者の経営体質の強化を推進する。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 B-①	都道府県の権限とされつつ、国が並行的な権限を有している事務について、自ら実施する意向のある都道府県における専門家の育成等に国が協力し、その状況を踏まえて判断。
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：地方農政局	整理番号（ 37 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導 （具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法第 132 条第 2 項に規定する都道府県土地改良事業団体連合会の事業に関する報告の徴収及び検査 ・土地改良法第 134 条の 2 に規定する都道府県土地改良事業団体連合会に対する必要措置命令
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	51 名の内数
事務量（アウトプット）	・都道府県土地改良事業団体連合会への検査実施件数：15 件（平成 21 年度）
今後の進め方等	<p>都道府県土地改良事業団体連合会の業務は、その適切な実施に必要な財政基盤・組織体制の確保ができなければ、国営造成施設等の円滑な管理や災害等の発生時における的確な対応、国営土地改良事業の実施に支障が生じる等のおそれがあることから、都道府県土地改良事業団体連合会の指導・監督の事務については、国が実施しているところである。</p> <p>そのため、都道府県知事は、都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導を実施しようとするときは、連合会の事業全般を検査・指導する必要があるため、会計経理、法令はもとより、換地・交換分合、施設管理、団体運営、国の補助事業制度等の土地改良制度全般に関する事務的・技術的な知識と経験を有する者を配置し、その検査・指導に十分な時間を確保する等、万全の体制を整備するものとする。</p> <p>また、本事務について、自ら実施する意向のある都道府県においては、国が適切な検査・指導の実施を支援するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 検査等の実践に関する最新の関連法令、課題事例等についての研修会の開催 ② 希望する都道府県の職員の農林水産省（本省及び地方農政局）担当部署における OJT の受け入れ ③ 都道府県に対する相談窓口（農林水産省本省）の設置 <p>等の協力を行う方針であり、その申し出を受け付ける。</p> <p>なお、都道府県知事は、都道府県土地改良事業団体連合会の検査・指導を実施したときは、土地改良法施行令第 79 条第 3 項及び第 5 項に定めるところにより、その結果・内容を農林水産大臣に報告するものとする。報告に当たっては、土地改良法関係事務に係る処理基準（平成 12 年 11 月 21 日付け 12 構改 B 第 1108 号農林水産事務次官通知）に定めるところによる。</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>土地改良法等に基づき、以下の事務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2 以上の都道府県にわたる土地改良区に対する許認可・検査等の監督 ② その重要性にかんがみ都道府県から要請を受けて実施する土地改良区に対する検査等の監督 ③ 都道府県域の土地改良区、市町村等を会員として構成される都道府県土地改良事業団体連合会に対する許認可・検査等の監督 ④ 都道府県等からの個別土地改良区や換地計画をはじめとする土地改良事業に関する問い合わせへの対応
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	51 名の内数
事務量 (アウト プット)	<p>【許認可等の事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許認可等の実施件数：54 件 ・土地改良区等への検査実施件数：159 件 <p>【土地改良区等の指導・監督等に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の統合整備や運営に関して都道府県に行った指導・助言（対象地区数）：2,168 地区 ・土地改良区における施設の円滑な管理に関する都道府県土連等に対する指導・助言：140 回 <p>【集団化事業（換地・交換分合）に関する業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換地計画に関して都道府県等に行った指導・助言（対象地区数）：918 地区 ・都道府県の換地処分遅延地区解消計画への助言（対象地区数）：100 地区 ・土地改良事業の測量結果についての国土調査法第 19 条第 5 項の認証事務：321 地区 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区等に対する各種研修等講師：97 回 ・都道府県からの問い合わせ件数：約 1,050 件 ・その他国民からの問い合わせ件数：約 650 件（平成 21 年度）
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 都道府県区域の団体に対する指導監督は地方に移管
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】 B-①	これらの事務のうち、都道府県の権限とされつつ、国が並行的な権限を有している事務について、自ら実施する意向のある都道府県における専門家の育成等に国が協力し、その状況を踏まえて判断。
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方農政局	整理番号（ 20 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>広域的な実施体制の進行に応じた移譲の検討を行うために地方公共団体の発意による試行の対象とする事務・権限名は「食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等」とする。</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）第4条第1項から第5項まで、第5条第2項及び第3項、第9条並びに第10条の規定に基づく以下の業務について、地方公共団体（都道府県）の発意による試行の対象とする。</p> <p>① 法第4条第1項から第5項までに掲げられている構造改善計画について、食品事業者等の法に基づく計画策定主体から構造改善計画が提出され、認定の申請が行われた場合に、法に基づき適当である旨の認定を行うこと。</p> <p>② ①において認定された構造改善計画について、変更の場合に係る認定を行うこと。</p> <p>③ ①又は②において認定された構造改善計画に従って事業が行われていないと認める場合に、その認定を取り消すこと。</p> <p>④ 構造改善事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うこと。</p> <p>⑤ 構造改善事業の実施状況について報告を徴収すること。</p> <p>なお、本試行については、提出のあった構造改善計画に記載された事業が、一つの都道府県の区域内のみにおいて実施される場合に限られる。</p> <p>また、現行法上、上記の事務・権限は、国が行うこととされており、試行の実施に当たっては、構造改革特区制度の活用が不可欠となる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	79 人の内数
事務量（アウトプット）	<p>（全国の農政局で行われた総数）</p> <p>平成 21 年度</p> <p>42 件（認定件数。うち、単一県内を事業の範囲とするもの 34 件）</p> <p>12 件（変更に係る認定件数。うち、単一県内を事業の範囲とするもの 9 件）</p>
今後の進め方等	<p>「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)の 1 の(1)に記載されているような新たな広域的な実施体制の進行に応じて移譲の検討を行う。</p> <p>地方公共団体（都道府県）から本試行の発意があった場合、国は、全国統一的な業務の実施水準を確保するため、当該業務に従事する職員に対して、</p>

	<p>① 全国統一的な判断基準による認定及び業務水準の確保のために必要な能力を養成するための研修会の実施</p> <p>② 適時適切な助言 を行うとともに、より円滑に業務が実施できるよう、</p> <p>③ 当該業務に関する手引きの作成 を行う。</p> <p>なお、現行法上、当該業務は、国が行うこととされているため、本試行の発意があった場合には、構造改革特区制度を活用することにより、実施に必要な能力が確保された場合においては、地方公共団体であっても認定等の業務を行うことができるようにする。</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分け結果】

事務・権限の概要	<p>〈目的〉 国民生活に欠くことのできない「食品」の生産段階から消費段階に至る流通過程における合理化と高度化を図ることにより、国民に安全な食品を安定的に供給する。</p> <p>〈根拠法令〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品流通構造改善促進法」（平成 3 年法律第 5 9 号） →第 4 条第 1 項～第 5 項（認定）、第 5 条第 1 項～第 2 項（変更認定、取消し）、第 9 条（指導及び助言）、第 1 0 条（報告の徴収） ・ 「食品流通構造改善促進法施行規則」（平成 3 年農林水産省令第 3 8 号） →第 1 1 条（権限の委任） <p>〈具体的な業務内容〉 食品流通構造改善促進法に基づき、食品製造業者等が作成した構造改善事業の計画について、統一的な基準に基づいて農林水産大臣が認定（法第 4 条）する業務。併せて、認定事業者への指導・助言及び報告徴収業務を実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	-
関係職員数	79 人の内数
事務量（アウト プット）	<p>〈平成 2 1 年度農政局認定件数〉 4 2 件（このほか、本省認定件数 8 件） 〈平成 2 0 年度農政局認定件数〉 3 4 件（このほか、本省認定件数 6 件） このほか、認定後の変更認定（平成 2 1 年度農政局認定件数 1 2 件）等の業務を実施。</p>
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 2 2 年 7 月 1 5 日） 地方に移管
その他各方面の 意見	特になし

<p>既往の政府方針等</p>	<p>食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日 閣議決定）－抜粋－ 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 （3）食品産業の持続的な発展と新たな展開 ① フードチェーンにおける連携した取組の推進 フードチェーンの適切な機能の発揮を図るため、食品産業による国内農業との連携強化や農業への参入促進、海外からの原料調達の安定化に加え、食品流通の効率化・高度化に係るフードチェーンの各段階で連携した取組を推進する。また、取引情報の標準化等、フードチェーンの関係者間で伝達が必要な事項の共通化の取組を推進する。</p>
<p>己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">B-②</div></p>	<p>広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方農政局		整理番号（ 32 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 農山漁村等の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等</p> <p>（具体的な内容） 地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村としていくためには、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進する施策を実施することが必要。このため、地域住民等を始めとする多様な主体の参加の下、地域の将来像や農村振興施策を内容とする農村振興基本計画を作成する必要があり、地方自治体が自主的に行っていく当該計画策定の取組に対して、幅広い政策手法を有する国が助言等を行っている（農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成13年農林水産事務次官・国土交通事務次官通知））。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	農村振興目標・方策調査委託 9.6 百万円
関係職員数	14 名の内数
事務量(アウトプット)	<p>農村振興基本計画策定市町村数：945 市町村（平成13～21年度まで）</p> <p>毎年、年度当初に計画作成予定市町村を把握し、市町村の要望に応じて、基本計画の内容に関するヒアリングを行う等して、助言等を実施。なお、ヒアリングには、計画案の内容に応じて、地方整備局、地方環境事務所に対する参画を要請。</p>
今後の進め方等	<p>本事務は、広域的観点から幅広い政策手法を有する国が行っているところであり、本事務の移譲の前提として「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）の1の(1)に記載されているような新たな広域行政制度の整備が求められることとなる。</p> <p>本事務は、法制度ではなく農林水産事務次官・国土交通事務次官通知に基づいて行っていることから、本事務の移譲に当たっては、本事務の実施を要望するアクション・プランに規定する新たな広域行政の実施主体（以下「広域行政実施主体」と言う。）が、本事務を実施するノウハウを有しているか否かの観点から、本事務を執行している国の行政機関との間で個別に協議を行った上で、本事務を適切に実行することが見込まれる場合に、本事務を広域行政実施主体に移譲することとなる。</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村としていくためには、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進する施策を実施することが必要。</p> <p>このため、地域住民等を始めとする多様な主体の参加の下、地域の将来像や農村振興施策を内容とする農村振興基本計画を作成する必要があり、地方自治体が自主的に行っていく当該計画策定の取組に対して、幅広い政策手法を有する国が助言等を行っている（農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成 13 年農林水産事務次官・国土交通事務次官通知））。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	農村振興目標・方策調査委託 9.6 百万円
関係職員数	14 名の内数
事務量（アウト プット）	<p>農村振興基本計画策定市町村数：945 市町村（平成 13～21 年度まで）</p> <p>毎年、年度当初に計画作成予定市町村を把握し、市町村の要望に応じて、基本計画の内容に関するヒアリングを行う等して、助言等を実施。なお、ヒアリングには、計画案の内容に応じて、地方整備局、地方環境事務所に対する参画を要請。</p>
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）</p> <p>→ 廃止・民営化</p>
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け 【仕分け結果】	広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">B-②</div>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方農政局

整理番号（ 34 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業等の実施（直轄事業の調査、計画等） ・ 土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・ 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・ 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施）
----------------	--

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>国営土地改良施設のうち、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」に係る財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>上記の施設に関する</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設管理者との管理受委託など、財産管理に関する事務 ② 施設機能の把握と保全又は更新事業の実施に必要な調整 ③ 事業計画（営農計画、水利計画、施設計画等）案の作成 ④ 土地改良法に基づく手続き ⑤ 事業計画に基づく事業の実施 ⑥ 農業水利権の更新に係る協議調整 ⑦ 事業評価の実施
予算の状況 （単位：百万円）	施設の更新事業等を実施する時点で、必要な予算額を計上するため、現時点では、国において予算は計上されていない。
関係職員数	施設の更新事業等を実施する時点で、必要な職員を配置するため、現時点では、国において職員は配置されていない（なお、更新事業までの間、国は水利権更新及び突発事故の対応等を必要に応じて実施）。
事務量（アウトプット）	<p>移譲対象となる施設については、現在、土地改良区等が管理を行っているが、更新事業等を実施するには以下の事務が発生し、国がこれまで対応してきている。</p> <p>（調査及び計画に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等 ・ 地質・地下水に関する現地指導 ・ 新規地区に関する営農計画、水利計画、施設計画等の作成 <p>（整備の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法に基づく開始手続き（受益農家の同意徴集合む） ・ 整備事業の実施（設計、積算、契約、施工管理等） ・ 道路協議、河川協議（施設の占用等） <p>（農業水利権の調整に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新に係る協議調整 ・ 水利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務 ・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整 ・ 渇水時における利水者間の水利調整 <p>（事業評価に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価の実施 <p>（財産管理に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結 ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認 ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認

<p>今後の進め方等</p>	<p>(今後の進め方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営土地改良施設は、造成後、地域の状況に即して、市町村や土地改良区等が主体的に管理していることから、都道府県が移管を発意した場合においても、国と都道府県との二者協議ではなく、施設管理者を含めた三者協議により、移譲の可否を判断する必要がある。このため、協議の開始に当たっては、施設管理者から三者協議の実施についての合意を得る必要がある。 ・ 施設毎の移管の可否について、施設管理者の判断を求める必要があるため、「三者協議」は旧国営事業地区単位で行う。 ・ 現在、国有財産となっている国営土地改良施設については、財産の帰属先を「三者協議」を経て確定する。ただし、現行では都道府県に土地改良財産を譲与する規定がないため、都道府県に財産を譲与する場合、関係法令の改正を行うことを検討する。また、現行ではダム等の基幹的土地改良施設は譲与出来ないこととなっているため、基幹的土地改良施設を譲与する場合、関係法令の改正を行うことを検討する。 ・ 移譲する施設に農林水産大臣が所有する水利権が付帯している場合、移譲後の水利権の帰属先について、「三者協議」を経て確定した上で、許可権者の承認を得る。 <p>(移管に係る三者協議を行う際の確認事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の移管後の新たな財産権者は、破損事故等の非常時の対応など所有者責任を負うこと。 ・ 移管後の新たな水利権者は、水利権の更新協議や当該水利権に関わる他の利水者等との利害調整を責任を持って行うこと。 ・ 施設の長寿命化対策や更新対策について、施設の移管後は国営事業の対象とならないこと。
<p>備考</p>	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>我が国の優良農業地域を支える農地・農業用水は、ダムや頭首工等の水源施設から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成。</p> <p>国は、地区全体の用排水計画の作成、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、農業水利権の調整を行うとともに、大規模で高度な技術性を有する基幹的施設は国が、それ以下の末端施設は県営事業等により地方が役割分担して整備。</p> <p>国営事業については、農林水産大臣が我が国の食料供給力の確保を図るため、国内食料生産の中核を担う広域の優良農業地域を対象とした国営土地改良事業計画を決定し、採択した事業地区に予算を割当。</p> <p>地方農政局（農村計画部、整備部、事業所等）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ②国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ③土地改良法に基づく開始手続き ④事業計画に基づく事業の実施 ⑤農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ⑥期中評価や事後評価等の実施 ⑦国営土地改良財産の管理 等の事務を執行。
-----------------	--

予算の状況 (単位:百万円)	85,427 百万円の内数 (H22 予算額)
関係職員数	2,743 名の内数 (事業所等を含む)
事務量 (アウト プット)	<p>(調査及び計画に関する事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等：102 地区 (H21) ・ 地質・地下水に関する現地指導 192 件 (H21) ・ 新規地区に関する調査地区数 56 地区 (H21) <p>(整備の実施に関する事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施地区数：83 地区 (H21) ・ 総受益面積：約 48 万 ha (H21) ・ 受益者数：約 61 万人 (H21) ・ 法手続地区数：7 地区 (新規着工：4、計画変更：3) (H21) (平均法手続期間：概ね 9 カ月) ・ 契約工事件数：1,101 件 (うち共同工事件数：38 件) (H21) ・ 設計業務等件数：1,501 件 (H21) <p>(農業水利権の調整に関する事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新(大臣水利権 205 件、総取水量 約 185 億 m³)に係る協議調整に関する事務：44 件 (H21) ・ 水利利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務：174 件 (H21) ・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整に関する事務：2 件 (H21) ・ 渇水時における利水者間の水利調整に関する事務：12 件 (H21) <p>(事業評価に関する事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価地区数：19 地区 (H20) <p>(財産管理に関する事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結：84 件 (H20) ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認件数：591 件 (H20) ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認件数：125 件 (H20)
地方側の意見	<p>【全国知事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方移管する事務 (H22. 7. 15 国の出先機関の原則廃止に向けて) ・ 食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域のかつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきと言う意見があり、今後さらに検討が必要 (H20. 10) <p>【個別府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域の自立、活性化、県民の安心・安全を確保するため、地域ニーズにあった事業が推進できるよう、農業農村整備事業の充実強化を図ること (H22. 6 愛知県) ・ 紀の川中・下流域において頻発する溢水被害について、総合的防災対策を図るため国営事業により対応すること (H22. 6 和歌山県) ・ 農業基盤等各種公共施設の早期整備を図り災害の未然防止に資するため、これら公共事業の増額に格段の配慮を願いたい (H22. 7 広島県) ・ 佐賀平野のクリークの整備は今後とも必要な公共事業であり、国営事業での平成 24 年度着工に向けて着実に調査を実施すること (H22. 6 佐賀県) ・ 国営造成基幹水利施設については、今後、更新需要の増加が見込まれるが、これらは農業生産基盤の根幹を成すものであり、安定した営農の継続の観点から、国の責務として基幹水利施設の計画的な保全・更新を実施すること (H22. 8 福島県) <p>【全国市長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること (H22. 6 決議提言事項・全国市長会議決定) <p>【全国町村会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているため、食料自給率 50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること (H22. 7 平成 23 年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項)

<p>その他各方面の意見</p>	<p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の食料安定供給確保に資するため、国の責任による基幹的農業水利施設の早急な整備（H22.7 佐賀土地改良区理事長、小城市長、佐賀市長、小城市議会議員、佐賀市議会議員） ・地域の持続的な発展と安全安心な食料を安定的に供給する農業生産基盤を強化し、先人の知恵と努力により築き守られてきた施設を確実に子孫に継承していくためには、国営土地改良事業による改修が急務（H22.7 安積疏水土地改良区理事長、郡山市長、須賀川市長、本宮市長、大玉村長、猪苗代町長） ・農業水利施設は農業生産に不可欠な基盤であることはもとより、多面的機能を発揮する重要な施設であることから、政府の責任で、基幹的水利施設等を計画的に更新・整備すること（H22.7 中能登町長（協議会長）、石川県土地改良事業団体連合会長） ・国の責務として基幹的農業水利施設の計画的な更新・改修等事業を推進していただくよう提案するもの（H22.8 安城市長他矢作川地域広域基盤確立推進協議会員市町長） ・公益性、重要性に鑑み、国営造成施設の更新、並びに基幹的な国営造成施設の管理については、国の責任において対応するよう措置（H22.8 南紀用水土地改良区理事長） <p>○「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成21年4月22日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>【食料・農業・農村基本計画】（平成22年3月30日閣議決定）</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に進める新しい戦略的な保全管理を推進する。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>B-①、②</p> </div>	<p>国営土地改良事業について、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を移譲するための個別協議を開始。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論。</p>
<p>備考</p>	